

障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定について

1 障害福祉計画・障害児福祉計画について

(1) 基本指針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 87 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 19 において、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することが規定されており、基本指針に基づき、市町村・都道府県において、障害福祉計画・障害児福祉計画を作成することとされている。

(2) 計画に定める事項

ア 障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条において、次に掲げる事項を定めることとされている。

- 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

イ 障害児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20 において、次に掲げる事項を定めることとされている。

- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量 等

2 国が示す第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画に係る基本指針について

(1) 成果目標

ア 施設入所者の地域生活への移行

現行（第 6 期）		改正後（第 7 期）	
基準時点	令和元年度末	基準時点	令和 4 年度末
終了時点	令和 5 年度末	終了時点	令和 8 年度末
①施設入所者の 6%以上を地域生活に移行		施設入所者の 6%以上を地域生活に移行	
②施設入所者数の 1.6%以上削減		施設入所者数の 5%以上削減	

第 6 期障害福祉計画における京都市の目標

- ① 令和 5 年度末までの地域移行者数：32 人以上
- ② 目標設定なし

（施設入所者数については、地域移行者数の目標である 32 人が地域移行したとしても待機者の解消が困難な状況であるため。）

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

現行（第6期）		改正後（第7期）	
終了時点	令和5年度末	終了時点	令和8年度末
①	精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上とする。	精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とする。	
②	精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を、国が提示する推計式を用いて設定する。	精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を、国が提示する推計式を用いて設定する。	
③	入院後3箇月時点の退院率を69%以上	入院後3箇月時点の退院率を68.9%以上	
④	入院後6箇月時点の退院率を86%以上	入院後6箇月時点の退院率を84.5%以上	
⑤	入院後1年時点の退院率を92%以上	入院後1年時点の退院率を91.0%以上	

第6期障害福祉計画における京都市の目標

- ① 目標設定なし
- ② 1年以上長期入院患者数
65歳以上：これまでの減少率（10.8%）に基づき、1,243人以下とする。
65歳未満：これまでの減少率（18.5%）に基づき、248人以下とする。
- ③ 入院後3箇月時点の退院率：69%以上
- ④ 入院後6箇月時点の退院率：86%以上
- ⑤ 入院後1年経過時点の退院率：92%以上

ウ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

現行（第6期）		改正後（第7期）	
終了時点	令和5年度末	終了時点	令和8年度末
各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上運用状況を検証、検討する。			
		各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。	
		強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。	

第6期障害福祉計画における京都市の目標

自立支援協議会において、年に1回、地域生活支援拠点の運用状況の報告・検討を行うことを目標として設定する。

エ 福祉施設から一般就労への移行等

現行（第6期）		改正後（第7期）	
終了時点	令和5年度末	終了時点	令和8年度末
①	令和元年度実績の1.27倍以上が福祉施設から一般就労へ移行	令和3年度実績の1.28倍以上が福祉施設から一般就労へ移行	
②	うち、 就労移行支援：1.30倍以上 就労継続支援A型：1.26倍以上 就労継続支援B型：1.23倍以上	うち、 就労移行支援：1.31倍以上 就労継続支援A型：1.29倍以上 就労継続支援B型：1.28倍以上	
		就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。	
③	就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業所の利用率を7割	就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。	
④	就労定着支援事業所のうち、就労定着率（※1）が8割以上の事業所を全体の7割以上 ※1:過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合	就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率（※2）が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。 ※2：前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合。	

第6期障害福祉計画における京都市の目標

- ① 福祉施設から一般就労への移行者数：364人（1.27倍）
- ② 目標設定なし
（一般就労へ移行するには、「当事者の働く力」、「福祉事業者等の支える力」、「企業の雇用する力」が三位一体となって発揮され移行していくものと考えており、「福祉施設から一般就労への移行等」の成果目標として「ア 福祉施設から一般就労へ移行」がそれら全てを包含したもののため。）
- ③ 国の指針に基づき、就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業所の利用率が7割
- ④ 国の指針に基づき、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上となることを目標として設定する。

オ 障害児支援の提供体制の整備等

現行（第6期）		改正後（第7期）	
終了時点	令和5年度末	終了時点	令和8年度末
①	児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置	児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置	
②	全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	
③	難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保		
④	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保	
⑤	各都道府県、各圏域、各市町村に、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置	

第2期障害児福祉計画における京都市の目標

- ① 本市においては、既に市内に9箇所設置しており、地域支援や相談支援等の更なる機能強化に向けて質的向上を図る。
- ② 本市においては、既に市内に12箇所設置しているが、利用状況が低調であるため、保育所等訪問支援を利用しやすい仕組みづくりを講じる。
- ③ 本市においては、主に難聴児の支援を行う児童発達支援センターを設置していることから、当施設を中核として必要な連携等を進める。
- ④ 本市においては、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（3箇所）、放課後等デイサービス（6箇所）を確保しており、より効果的・効率的な施策の実施について、検討する。
- ⑤ 福祉・保健・教育等の関係機関が連携し、医療的ケア児支援に関する協議を行うとともに、医療的ケア児等コーディネーターの役割について検討を行う。

カ 相談支援体制の充実・強化等

現行（第6期）		改正後（第7期）	
終了時点	令和5年度末	終了時点	令和8年度末
市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保		各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。	
		協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。	

第6期障害福祉計画における京都市の目標

下記4点を実施することにより相談支援体制の充実・強化等を図る。

- ① 総合的・専門的な相談支援として、市内15箇所に設置している障害者地域生活支援センター、切れ目のない相談窓口として設置している京都市障害者休日・夜間相談受付センターでの相談受付件数（R5：189,410件）
- ② 市内15箇所に設置している障害者地域生活支援センターでの専門的な指導・助言（R5：5,129件）
- ③ 基幹相談支援センターで実施している人材育成のための研修実施件数（R5：24件）
- ④ 基幹相談支援センターで実施している相談支援従業者同士の交流ができる研修の実施回数（R5：24件）

キ 障害福祉サービス等の質の向上

現行（第6期）		改正後（第7期）	
終了時点	令和5年度末	終了時点	令和8年度末
都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築		都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	

第6期障害福祉計画における京都市の目標

下記2点を実施することにより障害福祉サービス等の質の向上を図る。

- ① 障害福祉サービス等に係る研修の実施（R5：1,379人）
- ② 障害福祉サービス事業所等に対する集団指導の実施

(2) 障害福祉サービスの見込量

ア 訪問系サービス

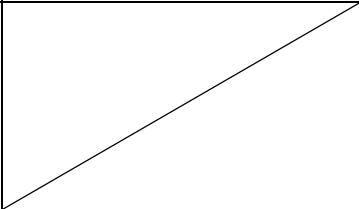
種別	国方針	【参考】 本市の考え方（第6期）
居宅介護等		国基本指針どおり、これまでの利用実績やニーズを勘案して、サービス見込量を設定する。
居宅介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に居宅介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。	
重度訪問介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に重度訪問介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。	
同行援護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。	
行動援護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に行動援護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。	
重度障害者等包括支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に重度障害者等包括支援の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。	

イ 日中活動系サービス

種別	国方針	【参考】 本市の考え方（第6期）
生活介護	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</p> <p>さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい。</p>	<p>国基本指針どおり、これまでの利用実績やニーズを勘案して、サービス見込量を設定する。</p>
自立訓練 （機能訓練）	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</p>	<p>国基本指針どおり、これまでの利用実績やニーズを勘案して、サービス見込量を設定する。</p>
就労選択支援	<p>障害者等のニーズ、特別支援学校卒業生数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を現に利用している者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>	
自立訓練 （生活訓練）	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</p>	<p>国基本指針どおり、これまでの利用実績やニーズを勘案して、サービス見込量を設定する。</p>
就労移行支援	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業生、休職者で復職を希望する者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</p>	<p>国基本指針どおり、これまでの利用実績やニーズを勘案して、サービス見込量を設定する。</p>
就労継続支援 （A型）	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援A型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援A型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</p>	<p>国基本指針どおり、これまでの利用実績やニーズを勘案して、サービス見込量を設定する。</p>

種別	国方針	【参考】 本市の考え方（第6期）
就労継続支援 （B型）	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援B型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</p> <p>設定に当たっては、区域内の就労継続支援B型事業所における工賃（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。</p>	<p>国基本指針どおり、これまでの利用実績やニーズを勘案して、サービス見込量を設定する。</p>
就労定着支援	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>	<p>国基本指針どおり、これまでの利用実績やニーズを勘案して、サービス見込量を設定する。</p>
療養介護	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>	<p>国基本指針どおり、これまでの利用実績やニーズを勘案して、サービス見込量を設定する。</p>
短期入所 （福祉型、医療型）	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</p> <p>さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい。</p>	<p>国基本指針どおり、これまでの利用実績やニーズを勘案して、サービス見込量を設定する。</p>

ウ 居住系サービス

種別	国方針	【参考】 本市の考え方（第6期）
自立生活援助	<p>現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>	<p>国基本指針どおり、これまでの利用実績を勘案して、サービス見込量を設定する。</p>
共同生活援助 (グループホーム)	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p> <p>さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい。</p>	<p>国基本指針どおり、これまでの利用実績及び待機者数を勘案して、サービス見込量を設定する。</p>
施設入所支援	<p>令和四年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数（施設への入所を新たに希望する者については、特にニーズや環境等を十分確認した上で計画期間中に施設入所支援が必要と判断される数）を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p> <p>当該利用者数の見込みの設定に当たっては、令和八年度末において、令和四年度末時点の施設入所者数の五パーセント以上を削減することとし、令和五年度末において、障害福祉計画で定めた令和五年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和八年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。</p>	<p>地域移行目標として掲げる 32 人が地域移行したとしても、待機者の解消が困難な状況であることから、数値目標を設定しない。</p>
地域生活支援拠点等	<p>地域生活支援拠点等の設置箇所数と、コーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。</p>	

エ 相談支援

種別	国方針	【参考】 本市の考え方（第6期）
計画相談支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	国基本指針どおり、これまでの利用実績やニーズを勘案して、サービス見込量を設定する。
地域移行支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。	
地域定着支援	現に利用している者の数、単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	

オ 発達障害者支援

種別	国方針	【参考】 本市の考え方（第6期）
発達障害者支援地域協議会の開催	地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数を見込みを設定する。	発達障害者支援連携協議会について、発達障害者支援法に規定する地域協議会へ位置付けたうえで、「発達障害者支援センター連絡部会」、「就労支援連絡部会」、「幼児児童生徒支援連絡部会」の3つの部会等における発達障害支援の実施状況の確認、課題検討のため、地域協議会を年1回開催すると見込む。
発達障害者支援センターによる相談支援	現状の相談件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターによる相談支援が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数を見込みを設定する。	国基本指針どおり、これまでの利用実績やニーズを勘案して、サービス見込量を設定する。
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	現状の助言件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難な事例（強度行動障害やひきこもり等）に対する発達障害者支援センターあるいは発達障害者地域支援マネジャーの助言を必要とする数を勘案して、助言件数を見込みを設定する。	国基本指針どおり、これまでの利用実績やニーズを勘案して、サービス見込量を設定する。
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	現状の研修及び啓発件数を勘案し、個々の発達障害の特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数を見込みを設定する。	国基本指針どおり、これまでの利用実績やニーズを勘案して、サービス見込量を設定する。
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者数（支援者）を見込みを設定する。	国基本指針どおり、現状の実施状況を勘案し、設定する。
ペアレントメンターの人数	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数を見込みを設定する。	国基本指針どおり、発達障害者相談員の人数とする。
ピアサポートの活動への参加人数【新規】	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。	

カ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

種別	国方針	【参考】 本市の考え方（第6期）
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。	国基本指針どおり、現状の実施状況を勘案し、設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。	国基本指針どおり、現状の実施状況を勘案し、設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。	国基本指針どおり、現状の実施状況を勘案し、設定する。
精神障害者の地域移行支援	現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	国基本指針どおり、これまでの利用実績やニーズを勘案して、サービス見込量を設定する。
精神障害者の地域定着支援	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	国基本指針どおり、これまでの利用実績やニーズを勘案して、サービス見込量を設定する。
精神障害者の共同生活援助	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	国基本指針どおり、これまでの利用実績やニーズを勘案して、サービス見込量を設定する。
精神障害者の自立生活援助	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	国基本指針どおり、これまでの利用実績やニーズを勘案して、サービス見込量を設定する。
精神障害者の自立訓練（生活訓練）【新規】	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	
精神病床における退院患者の退院後の行き先	都道府県において、入院中の精神障害者が地域生活を送るための基盤整備内容を検討するために必要となる、精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数の見込みを設定する。	国基本指針どおり、これまでの実績を勘案し、見込量を設定する。

キ 相談支援体制の充実・強化のための取組

種別	国方針	【参考】 本市の考え方（第6期）
基幹相談支援センターの設置 【新規】	基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する。	
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化【新規】	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定する。 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。	
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善【新規】	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定する。	

ク 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

種別	国方針	【参考】 本市の考え方（第6期）
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。	各都道府県の実施状況のため、本市としては、設定なし。 ただし、成果目標において、障害福祉サービス等の質の向上に係る目標を設定。
計画的な人材養成の推進	都道府県による相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）修了者数の見込みについて定める。 都道府県による相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込みを設定する。	
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。	
指導監査結果の関係市町村との共有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。	

ケ 障害児支援

種別	国方針	【参考】 本市の考え方（第6期）
児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。	平成30年度に実施した「障害のある児童に係る実態把握」の調査結果等を元に、第1期障害児福祉計画の計画期間である令和2年度までの各サービスの必要量を設定するとともに、令和元年度に策定した「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」（計画期間：令和2年度から令和6年度）との関係から令和8年度までの必要量を設定。 必要量の見込みについては、障害児福祉計画及び京都市はぐくみプランの見直しのタイミングに合わせ、適宜見直しを行う。
放課後等デイサービス	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。	
保育所等訪問支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。	
居宅訪問型児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。	
障害児入所施設（医療型、福祉型）	地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。	
障害児相談支援	地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。	
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。	